

I 一般申請記載事項

<農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係>

1 - 1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		自作地	2,000	—	2,000	—
貸付地	—	—	—	—	—	
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況		
非耕作地	—	—	—	—	—	—

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		借入地	800	—	800	—
貸付地	—	—	—	—	—	
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況		
非耕作地	—	—	—	—	—	—

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の括弧書き（疾病または負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 申請地取得後の営農計画

所在地	地目	面積	作付予定作物	10 a 当りの収穫見込	収入見込
安堂町〇〇番	畑	1,000	野菜		
法善寺4丁目〇〇番	畑	1,500	野菜		
山ノ井町〇〇番	田	2,000	水稲		

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
	確保しているもの	所有	30ps 1台	6条 1台	6条 1台	
導入予定のもの	リース					
(資金繰りについて)	所有					
	リース					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴 (30年)
	農業技術修学歴 (年)
	そ の 他 ()
② 世帯員等その他常時雇用している労働力 (人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 20年以上の農作業経験)
	増員予定: なし 人 (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: 0人 (農作業経験の状況:)
	増員予定: なし 人 (農作業経験の状況:)
④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離及び時間	住所地、拠点となる場所等から 1.2 km、 20 分、通作方法 徒歩

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 該当するものに印を付してください。

農地所有適格法人

→その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

その他

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 該当するものに印を付してください。

信託の引受けによる権利の取得

→信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

その他

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
①安堂 花子	〇〇	農業	母	150日	
②安堂 公子	〇△		妻	60日	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間					←	水稻	→					
						←	野菜	→	→	→	→	→
その者が農作業に常時従事する期間			←	←	←	①	→	→	→	→	→	→
			←	←	←	②	→	→	→	→	→	→

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

賃貸借契約を締結する畑は、現在所有し耕作している農地の隣にあり、所有者が高齢で農作業を続けることが困難となったため、規模を拡大し収益の増加を計画しているもので、周辺農地への影響はない。